

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年8月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900117号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第1900003号

第1 結論

昭和39年10月15日から昭和46年4月11日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和39年10月15日から昭和46年4月11日まで

支給済期間 : ① 昭和39年10月15日から昭和40年6月18日まで
② 昭和40年6月21日から昭和45年12月16日まで
③ 昭和46年2月22日から同年4月11日まで

年金記録によると、請求期間については脱退手当金が支給された記録になっている。しかし、脱退手当金の請求手続を行った記憶はないし、受給した記憶もないので、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

支給済期間③に係るA社の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りはなく、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日(昭和46年4月11日)から約2か月後の昭和46年6月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、年金事務所が保管する脱退手当金裁定者一覧表には、請求者の氏名、厚生年金保険被保険者記号番号、裁定年月日及び支給額が記載されており、これらの記載内容は上述の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載内容と一致している。

このほか、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。